

公害防除特別土地改良事業（継続）

【1, 625（1, 609）百万円】

対策のポイント

カドミウム等による農用地の土壌又は農業用水の汚染に起因して、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されることを防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図ります。

また、農業農村整備事業等で設置された石綿含有製品の更新を実施します。

（農用地土壌汚染地域）

- ・ 事業者の事業活動によって、農用地の土壌が汚染され基準値以上の有害物質が検出された地域は、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき農用地土壌汚染対策地域として指定されます。平成15年度までに全国で59地域が指定され、対策を行ったことにより54地域が解除されています。

政策目標

集中豪雨などにより被害の発生するおそれのある農用地について防災・減災対策を実施

<内容>

1 公害防除特別土地改良事業

- ・ 農用地の土壌の汚染を防止するため、かんがい排水施設の新設又は改修を実施します。
- ・ 農当地の土壌の汚染を除去するため、客土、排土を実施します。

2 特定農業用管水路等特別対策事業

石綿等が使用されている農業用管水路の改修や石綿等が使用されている土地改良施設において行う石綿の除去を実施します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
2. 補助率 50% 等（公害防止計画に基づくものは55%）
3. 事業実施期間 昭和46年度～

【担当】 農村振興局防災課

荻野・佐藤 （03）3502-6430（直）